

令和6年度 「結びの神」生産販売要領

令和5年11月6日

三重県

全国農業協同組合連合会三重県本部米穀部米穀課

三重の新たな米協創振興会議

三重県では平成24年度に、生産者、生産者団体、流通事業者、市町、県、関係機関等で構成する「三重の新たな米協創振興会議」を設立し、県育成の米品種「三重23号」の導入をきっかけとして、品質基準に適合したものに商品名称「結びの神」を付与し、生産段階から流通段階までの各方面の皆様の連携、協力により、新たな三重の米のブランドをつくり上げていく活動に取り組んでいます。

平成26年度から令和5年度については、需要量に応じた生産（基幹流通）を行うとともに、米を通じた経営の活性化・地域の活性化に関する計画策定地区等において、地域での生産販売（地域流通）を新たに導入、実施してきました。

近年、三重県において、夏の登熟期における高温により、1等米比率が低迷するなかでも「三重23号」は、高温に強く、1等米が9割以上の高い比率で推移しています。

このような中、令和6年度についても、令和5年度までの取組を継承し、基幹流通及び地域流通の両輪により、生産拡大、知名度の向上とブランド力強化に向けて取り組んでいきます。

1. 生産方法

- (1) 参加実需者の需要量に応じた生産（基幹流通全国農業協同組合連合会三重県本部集荷販売分）
- (2) 地域での生産（地域流通生産者販売分）

2. 生産に当たっての要件

- (1) 米を生産する販売農家・集落営農組織で、「三重23号」を販売目的で作付すること。
又は、上記の生産者以外のうち、農業大学や農業高校及び試験研究機関等の農業生産技術を持つ教育研究機関。ただし、作付面積については条件を設けず別途協議することとします。
- (2) 三重の新たな米協創振興会議の趣旨に賛同し、実需者や関係機関と連携すること。
- (3) 三重の新たな米協創振興会議で設定した栽培基準に沿った栽培を実施すること。

栽培基準

- (ア) 栽培基準（基本版）に沿って、地域に即した栽培を行うこと。
- (イ) 栽培履歴を確実に記録し、生産終了後速やかに提示すること（「みえの安心食材」の記録提出で可）。
- (ウ) 生産物として「みえの安心食材」認証を取得していること、又は取得すること。
- (エ) 種子は100%更新すること。自家採種は禁止します。
- (オ) 関連する研修会等に積極的に参加し、地域資源を活用した米づくりのコンセプトに基づいて情報発信し、その価値を高めること。

(4) 三重の新たな米協創振興会議で設定した品質基準を目指した生産の実施。

品質基準

(ア) 農産物検査で1等格付けされたもの。

(イ) 玄米タンパク含量6.4%以下(水分15%補正)を目標とし、当面6.8%以下(水分15%補正)であるもの。

3. 生産者の募集方法

(1) 参加実需者の需要量に応じた生産(基幹流通)

(ア) 集荷業者である全国農業協同組合連合会三重県本部(以下、「全農三重県本部」という)は、前年度の作付面積と需要量等を考慮して、生産量を提示します。

(イ) 全農三重県本部は各JAの栽培希望面積を集約後、生産枠に余剰がある場合は、各JAを通して生産者及び団体の栽培希望を募ります。新規生産者は、三重の新たな米協創振興会議参加届出書(別紙様式1)及び令和6年度「結びの神」取組要件確認シート及び「結びの神」新規生産者エントリーシート(別紙様式5)を、各JAを経由して、全農三重県本部に提出します。

(ウ) 三重の新たな米協創振興会議事務局((構成:三重県農林水産部農産園芸課、全農三重県本部米穀部米穀課、中央農業改良普及センター)、以下、「事務局」という)は、提出された三重の新たな米協創振興会議参加届出書を受理します。

(2) 地域での生産(地域流通)

(ア) 「結びの神」について、米を通じた経営の活性化・地域の活性化に関する計画(地域活性化プラン、経営改善計画等)を策定または策定見込み(活性化プランについては令和5年度中に策定が確実なもの、経営改善計画等については応募時点で米の地域流通について記載のあるもの)、または、「結びの神」新規生産者エントリーシート(別紙様式5)を作成し、別に定める選考要領に基づく審査の結果、その内容が適切であると認められた生産者及び団体が対象となります。

(イ) 栽培希望生産者及び団体は、三重の新たな米協創振興会議参加届出書(別紙様式1)、生産販売計画等(別紙様式2)及び令和6年度「結びの神」取組要件確認シートを期日までに各農林水産(農政、農林)事務所に提出します。なお、令和5年度に取組を実施した生産者及び団体は、生産販売計画等(別紙様式2)及び令和6年度「結びの神」取組要件確認シートを期日までに各農林水産(農政、農林)事務所に提出します。

(ウ) 各農林水産(農政、農林)事務所は、提出された三重の新たな米協創振興会議参加届出書(別紙様式1)、生産販売計画等(別紙様式2)及び令和6年度「結びの神」取組要件確認シートについて精査するとともに、関連するJA等関係機関と情報共有します。

(エ) 各農林水産(農政、農林)事務所は、三重の新たな米協創振興会議参加届出書(別紙様式1)、生産販売計画等(別紙様式2)及び令和6年度「結びの神」取組要件確認シートを精査の後、三重県農林水産部農産園芸課に提出します。

(オ) 事務局は、提出された三重の新たな米協創振興会議参加届出書(別紙様式1)、生産販売計

画等（別紙様式2）及び令和6年度「結びの神」取組要件確認シートを、別に定める選考要領に基づき審査し、その内容が適切であると認めるときは計画の認定を行い、各農林水産（農政、農林）事務所を通じて当該生産者及び団体に通知します。

（3）募集期間

事務局は、生産販売要領策定後、三重県及び全農三重県本部のホームページで公表するとともに各関係機関へ通知します。

（ア）参加実需者の需要量に応じた生産

○令和5年11月6日（水）～令和5年12月25日（月）

（イ）地域での生産

○令和5年11月6日（水）～令和5年12月25日（月）

（ウ）募集結果の通知

○令和6年2月2日（金）までに、各JA及び各農林水産（農政、農林）事務所を通じて当該生産者及び団体に通知します。

4. 実績の報告

- （1）「地域での生産」に取り組む団体は、農産物検査結果を証明する書類とタンパク含量測定結果証明書（ともに写し可）については、生産物の販売を開始するまでに各農林水産（農政、農林）事務所を通じて三重県農林水産部農産園芸課に提出します。
- （2）「地域での生産」に取り組む団体は、「結びの神」の生産数量が確定したときは、各農林水産（農政、農林）事務所を通じて、生産状況報告書（別紙様式3）を令和6年10月末日までに三重県農林水産部農産園芸課に提出します。
- （3）当該生産者及び団体は、各農林水産（農政、農林）事務所を通じて生産販売実績（別紙様式4）を販売期間終了後30日、若しくは翌年の11月末日のうちいずれか早い期日までに、三重県農林水産部農産園芸課に提出します。
- （4）当該生産者及び団体は、事務局等から生産・販売に関すること等の問い合わせを受けたときは、その状況について回答することとします。

5. その他

- （1）上記の生産者及び団体は、生産に必要な種子をJAに申し込みます。
- （2）関係機関と連携し、一体となった取組を進めるため、購入種子及び生産した苗は、有償無償を問わず他者に譲渡しないこと。
- （3）「地域での生産」については、原則精米（玄米食用の玄米、今ざり米を含む。）で、小売店、飲食店、ファーマーズマーケット等へ販売、あるいは消費者へ直接販売すること。
- （4）統一ロゴを使用して「結びの神」の表示をおこなうこと。